

令和4年第1回川本町議会定例会会議録
(最終日) 令和4年3月17日 午後1時30分開議

議長	<p>ご案内の時間となりましたので、会議を始めます。 去る11日に開会されました、第1回定例会も本日、最終日となりました。</p>
々	<p>ただいまの出席議員数は9名であります。 定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。</p>
々	<p>それでは、直ちに本日の会議を開きます。 本日の議事日程はお手元に配付しているとおりです。</p>
々	<p>日程第1、「事件撤回請求について」の件を議題といたします。 執行部より、撤回理由の説明を求めます。番外野坂町長。</p>
番外 野坂町長	<p>この度、先に提出いたしました議案の内、「議案第3号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、これを撤回させていただきたく存じます。 川本町議会議長 飯田武則様。川本町長 野坂一弥。 事件撤回請求書。令和4年3月11日に提出した事件は、次の理由により撤回したので、川本町議会会議規則第19条第2項の規定により請求します。 件名、議案第3号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。 理由、内容を精査し、再考したため。 本議案につきましては、内容の調査とご説明が不足したまま、提案するに至ってしまいましたことを深くお詫び申し上げます。今定例会初日の質疑の中でいただきました議員の皆様からの、多くのご意見ご指摘から、役場組織の業務全体を見渡した上での管理職の業務分掌やその実績、県内の他の町村の実情等を悉皆的に調査した上で、改正の必要性、妥当性を伴って、丁寧にご説明することが不足したまま提案してしまいましたこと。また、「地域との協奏」を政治信条に掲げながらも、組織の内を向いた検討に留まり、厳しい社会経済情勢下にある町民の皆様にご理解いただけるものとなっているのか、ということにつきましての深い思慮が足りなかったことに、気づくに至りました。こうしたことから、改めて内容をしっかりと精査し、再考すべきである、と考えるに至ったところでございます。こうした事態に至りましたことを、重ねてお詫び申し上げますとともに、撤回につきましてご許可賜りますようよろしくお願い申し上げます。</p>
議長	<p>執行部からの説明が終わりました。 ただいまの説明に対して質疑を行います。質疑はありませんか。 （「ありません」の声あり）</p>
々	<p>質疑なしと認めます。質疑を終結します。</p>

議 長 | これより採決に入ります。
この採決は「挙手」により行います。

々 | ただいま議題となっています、「事件撤回請求について」の件について、許可することに賛成の皆さんの「挙手」を求めます。
挙手「多数」であります。

々 | よって、本件については許可することに「決定」いたしました。

々 | 議案の撤回が許可されましたので、本日の議事日程から「日程第3、議案第3号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を「抹消」していただきますようお願いいたします。

々 | 次に、日程第2、「委員長報告」を議題といたします。
予算特別委員会委員長から、「委員会審査報告書」が提出されておりますので、委員長からの報告をお願いします。6番石川予算特別委員会委員長。

6番石川
予算特別
委員長 | 令和4年3月17日。川本町議会議長、飯田武則殿。予算特別委員会委員長、石川達也。
委員会審査報告書。本委員会は、付託議案を審査した結果、下記のとおり決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。
記、議案番号、議案第13号、付託事件名、令和4年度川本町一般会計予算、審査結果、原案可決。議案第14号、令和4年度川本町国民健康保険事業特別会計予算、原案可決。議案第15号、令和4年度川本町後期高齢者医療特別会計予算、原案可決。議案第16号、令和4年度川本町簡易水道事業特別会計予算、原案可決。議案第17号、令和4年度川本町農業集落排水処理事業特別会計予算、原案可決。

議 長 | 以上で、委員長の報告を終わります。

々 | ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。
質疑はありませんか。
(「ありません」の声あり)

々 | 質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

々 | それでは、「議案第13号、令和4年度川本町一般会計予算」について、討論を行います。

々 | 討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)
討論なしと認めます。討論を終結します。

- 議長 これより採決に入ります。
この採決は「挙手」により行います。
- 々 「議案第13号」に対する委員長報告は「原案可決」であります。
この委員長報告のとおり、決することに賛成の皆さんの「挙手」を求めます。
挙手「全員」であります。
- 々 よって、「議案第13号」は、委員長報告のとおり「可決」されました。
- 々 次に、「議案第14号、令和4年度川本町国民健康保険事業特別会計予算」について、これより討論を行います。
- 々 討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)
討論なしと認めます。討論を終結します。
- 々 これより採決に入ります。この採決は「挙手」により行います。
- 々 「議案第14号」に対する委員長報告は「原案可決」であります。
この委員長報告のとおり決することに、賛成の皆さんの「挙手」を求めます。
挙手「全員」であります。
- 々 よって、「議案第14号」は委員長報告のとおり「可決」されました。
- 々 次に、「議案第15号、令和4年度川本町後期高齢者医療特別会計予算」について、これより、討論を行います。
- 々 討論ありませんか。
(「ありません」の声あり)
討論なしと認めます。討論を終結いたします。
- 々 これより採決に入ります。この採決は「挙手」により行います。
- 々 「議案第15号」に対する委員長報告は「原案可決」であります。
この委員長報告のとおり決することに、賛成の皆さんの「挙手」を求めます。
挙手「多数」であります。
全員であります。
挙手「全員」であります。
- 々 よって、「議案第15号」は委員長報告のとおり「可決」されました。

議 長 次に、「議案第16号、令和4年度川本町簡易水道事業特別会計予算」について、これより討論を行います。

々 討論はありませんか。
（「ありません」の声あり）
討論なしと認めます。討論を終結します。

々 これより採決に入ります。この採決は「挙手」により行います。

々 「議案第16号」に対する委員長報告は「原案可決」であります。
この委員長報告のとおり決することに賛成の皆さんの「挙手」を求めます。
挙手「全員」であります。

々 よって、「議案第16号」は委員長報告のとおり「可決」されました。

々 次に、「議案第17号、令和4年度川本町農業集落排水処理事業特別会計予算」について、これより討論を行います。討論はありませんか。
（「ありません」の声あり）
討論なしと認めます。討論を終結します。

々 これより採決に入ります。この採決は「挙手」により行います。

々 「議案第17号」に対する委員長報告は、「原案可決」であります。
この委員長報告のとおり決することに、賛成の皆さんの「挙手」を求めます。
挙手「全員」であります。

々 よって、「議案第17号」は委員長報告のとおり「可決」されました。

々 次に、日程第4、「議案第4号、消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の件を議題といたします。

々 これより討論を行います。討論はありませんか。
（「ありません」の声あり）
討論なしと認めます。討論を終結します。

々 これより採決に入ります。この採決は「挙手」により行います。

々 「議案第4号」に、賛成の皆さんの「挙手」を求めます。
挙手「全員」であります。
よって、「議案第4号」は原案のとおり「可決」されました。

議 長 次に、日程第5、「議案第5号、消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について」の件を議題といたします。

々 これより討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

討論なしと認めます。討論を終結いたします。

々 これより採決に入ります。この採決は「挙手」により行います。

々 「議案第5号」に賛成の皆さんの「挙手」を求めます。

挙手「全員」であります。

々 よって、「議案第5号」は原案のとおり「可決」されました。

々 次に、日程第6、「議案第6号、川本町学習交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の件を議題といたします。

々 これより討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

討論なしと認めます。討論を終結します。

々 これより採決に入ります。この採決は「挙手」により行います。

「議案第6号」に賛成の皆さんの「挙手」を求めます。

挙手「全員」であります。

々 よって、「議案第6号」は原案のとおり「可決」されました。

々 次に、日程第7、「議案第7号、川本町まちごと魅力化センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の件を議題といたします。

々 これより討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

々 討論なしと認めます。討論を終結します。

これより採決に入ります。この採決は「挙手」により行います。

々 「議案第7号」に賛成の皆さんの「挙手」を求めます。

挙手「全員」であります。

々 よって、「議案第7号」は原案のとおり「可決」されました。

議 長 次に、日程第 8、「議案第 8 号、川本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」の件を議題といたします。

々 これより討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

討論なしと認めます。討論を終結します。

々 これより採決に入ります。この採決は「挙手」により行います。

「議案第 8 号」に賛成の皆さんの「挙手」を求めます。

挙手「全員」であります。

々 よって、「議案第 8 号」は原案のとおり「可決」されました。

々 次に、日程第 9、「議案第 9 号、川本町営住宅設置管理条例の一部を改正する条例の制定について」の件を議題といたします。

々 これより討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

々 討論なしと認めます。討論を終結します。

々 これより採決に入ります。この採決は「挙手」により行います。

「議案第 9 号」に、賛成の皆さんの「挙手」を求めます。

挙手「全員」であります。

々 よって、「議案第 9 号」は原案のとおり「可決」されました。

々 次に、日程第 10、「議案第 10 号、川本町サウンド・アミュージামの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の件を議題といたします。

々 これより討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

討論なしと認めます。討論を終結します。

々 これより採決に入ります。この採決は「挙手」により行います。

「議案第 10 号」に賛成の皆さんの「挙手」を求めます。

挙手「全員」であります。

々 よって、「議案第 10 号」は原案のとおり「可決」されました。

々 次に、日程第 11、議案第 11 号、川本町民体育館設置及び管理に関する条例の一

- 議 長 部を改正する条例の制定について」の件を議題といたします。
- 々 これより討論を行います。討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)
討論なしと認めます。討論を終結します。
- 々 これより採決に入ります。この採決は「挙手」により行います。
「議案第11号」に賛成の皆さんの「挙手」を求めます。
挙手「全員」であります。
- 々 よって、「議案第11号」は原案のとおり「可決」されました。
- 々 次に、日程第12、「議案第12号、令和3年度川本町一般会計補正予算（第10号）」の件を議題といたします。
- 々 これより討論を行います。討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)
討論なしと認めます。討論を終結します。
- 々 これより採決に入ります。この採決は「挙手」により行います。
「議案第12号」に賛成の皆さんの「挙手」を求めます。
挙手「全員」であります。
- 々 よって、「議案第12号」は原案のとおり「可決」されました。
- 々 次に、日程第13、「議案第18号、辺地に係る総合整備計画の一部変更について」の件を議題といたします。
- 々 これより討論を行います。討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)
討論なしと認めます。討論を終結いたします。
- 々 これより採決に入ります。この採決は「挙手」により行います。
「議案第18号」に賛成の皆さんの「挙手」を求めます。
挙手「全員」であります。
- 々 よって、「議案第18号」は原案のとおり「可決」されました。
- 々 次に、日程第14、「議案第19号、権利の放棄について」の件を議題といたします。

議長

これより討論を行います。討論ありませんか。
(「ありません」の声あり)
討論なしと認めます。討論を終結します。

々

これより採決に入ります。この採決は「挙手」により行います。
「議案第19号」に賛成の皆さんの「挙手」を求めます。
挙手「全員」であります。

々

よって、「議案第19号」は原案のとおり「可決」されました。

々

次に、日程第10号、「議案第20号、工事請負請負変更契約の締結について」の件を議題といたします。

々

これより討論を行います。討論はありますか。
(「ありません」の声あり)
討論なしと認めます。討論を終結します。

々

これより採決に入ります。この採決は「挙手」により行います。
「議案第20号」に賛成の皆さんの「挙手」を求めます。
挙手「全員」であります。

々

よって、「議案第20号」は原案のとおり「可決」されました。

々

次に、日程第16、「議案第21号、川本町サウンド・アミュージアムの指定管理者の指定について」の件を議題といたします。

々

これより討論を行います。討論はありますか。
(「ありません」の声あり)
討論なしと認めます。討論を終結します。

々

これより採決に入ります。この採決は「挙手」により行います。
「議案第21号」に賛成の皆さんの「挙手」を求めます。
挙手「全員」であります。

々

よって、「議案第21号」は原案のとおり「可決」されました。

々

次に、日程第17、「議案第22号、川本町固定資産評価委員会委員の選任について」の件を議題といたします。

々

これより討論を行います。討論はありますか。
(「ありません」の声あり)

- 議長 討論なしと認めます。討論を終結します。
- 々 これより採決に入ります。この採決は「挙手」により行います。
「議案第22号」に同意することに、賛成の皆さんの「挙手」を求めます。
挙手「全員」であります。
- 々 よって、「議案第22号」は同意することに「決定」いたしました。
- 々 次に、日程第18、「議案第23号、川本町固定資産評価委員会の委員の選任について」の件を議題といたします。
- 々 これより討論を行います。討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)
討論なしと認めます。討論を終結します。
- 々 これより採決に入ります。この採決は「挙手」により行います。
「議案第23号」に同意することに賛成の皆さんの「挙手」を求めます。
挙手「全員」であります。
- 々 よって、「議案第23号」は同意することに「決定」いたしました。
- 々 次に日程第19、「議案第24号、川本町農業委員会農業委員の選任について」の件を議題といたします。
- 々 これより討論を行います。討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)
討論なしと認めます。討論を終結します。
- 々 これより採決に入ります。この採決は「挙手」により行います。
「議案第24号」に同意することに賛成の皆さんの「挙手」を求めます。
挙手「全員」であります。
- 々 よって、「議案第24号」は同意することに「決定」いたしました。
- 々 次に、日程第20、「議案第25号、川本町農業委員会農業委員の選任について」の件を議題といたします。
- 々 これより討論を行います。討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)
討論なしと認めます。討論を終結します。

- 議長 これより採決に入ります。この採決は「挙手」により行います。
「議案第25号」に同意することに賛成の皆さんの「挙手」を求めます。
挙手「全員」であります。
- 々 よって、「議案第25号」は同意することに「決定」いたしました。
- 々 次に、日程第21、「議案第26号、川本町農業委員会農業委員の選任について」
の件を議題といたします。
- 々 これより討論を行います。討論はありませんか。
（「ありません」の声あり）
討論なしと認めます。討論を終結します。
- 々 これより採決に入ります。この採決は「挙手」により行います。
「議案第26号」に同意することに賛成の皆さんの「挙手」を求めます。
挙手「全員」であります。
- 々 よって、「議案第26号」は同意することに「決定」いたしました。
- 々 次に、日程第22、「議案第27号、川本町農業委員会農業委員の選任について」
の件を議題といたします。
- 々 これより討論を行います。討論はありませんか。
（「ありません」の声あり）
討論なしと認めます。討論を終結します。
- 々 これより採決に入ります。この採決は「挙手」により行います。
「議案第27号」に同意することに賛成の皆さんの「挙手」を求めます。
挙手「全員」であります。
- 々 よって、「議案第27号」は同意することに「決定」いたしました。
- 々 次に、日程第23、「議案第28号、川本町農業委員会農業委員の選任について」
の件を議題といたします。
- 々 これより討論を行います。討論はありませんか。
（「ありません」の声あり）
討論なしと認めます。討論を終結します。
- 々 これより採決に入ります。この採決は「挙手」により行います。
「議案第28号」に同意することに賛成の皆さんの「挙手」を求めます。

議長 挙手「全員」であります。

々 よって、「議案第28号」は同意することに「決定」いたしました。

々 次に、日程第24、「閉会中の継続審査調査の申し出について」の件を議題といたします。

々 各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、お手元に配布しておりますとおり、会議規則第74条の規定により、閉会中の継続審査調査の申し出がありますので、この申し出のとおり審査、調査が終了するまで、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）
異議なしと認めます。

々 よって、そのように「決定」いたしました。

々 次に、日程第25、「議員派遣の件について」の件を議題といたします。

々 お手元に配付しておりますとおり、議員派遣することにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）
異議なしと認めます。

々 よって、そのように「決定」いたしました。

々 日程第26、「町長あいさつ」を行います。番外野坂町長。

番外
野坂町長 令和4年第1回川本町議会定例会の閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。今回の議会に提出しました、令和4年度一般会計当初予算案を始めとする諸議案につきまして、慎重なご審議の上、議決を賜り、厚く御礼を申し上げます。今後、予算など町行政の執行にあたりましては、審議の過程でいただきました、ご意見・ご提案を十分に踏まえまして、適切に実施してまいります。今議会では、第6次総合計画に掲げた、各重点プロジェクトを推進するにあたっての考え方やアフターコロナを見据えた対策、さらには、私の行財政運営姿勢に関するご指摘やご意見を多数ちょうだいしたところです。本町積年の懸案でありました、国や県によります治水対策や道路整備が、いよいよ動き出す段階を迎えます。来年度は、こうしたまちづくりの礎となります。新たな骨組みが形成されていくことを前提として、重点プロジェクト「医療・福祉・介護サービスの強化」を始め、県内、さらには全国に誇れるまちづくりに向けた動きを、鮮明化してまいりたいと存じます。実現に向けましては、まずは人口減少対策やデジタル化などの、諸課題解決に繋がる施策を盛り込んだ、令和4年度の当初予算による取り組みを着実に展開するとともに、大命題の川本堤防の完成堤防化や、動き出す基盤整備の早期完成に向けて、強く国や県に強く働きかけてまいります。

番外 野坂町長	議会の皆様におかれましては、引き続き一層のご理解・ご協力を賜りますよう、重ねてお願い申し上げまして、閉会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。
議 長	以上で、「町長あいさつ」を終わります。
々	以上をもって、本日の議事日程はすべて終了いたしました。 長時間にわたり、慎重審議を承り誠にありがとうございました。
々	これをもちまして、令和4年第1回川本町議会定例会を閉会いたします。 お疲れ様でした。

(午後1時59分)

この会議録は、川本町議会事務局長 中 嶋 則 行 が記載したもので、その内容において、
正確である旨を証するためここに署名をする。

川本町議会議長

川本町議会議員

川本町議会議員

(閉会后、総務財政課 左田野課長 退職あいさつ)

「飯田議長」

ここで、皆さまにお諮りいたします。今年度末をもって総務財政課 左田野課長がめでたく定年退職を迎えられます。これまでの数々のご功績に感謝するところではありますが、議員の皆さんの前で対面されるのは、本日が最後であります。この場をお借りして一言ご挨拶をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「はい」の声あり)

はい、それでは左田野課長、登壇のうえ、ご挨拶をお願いします。

「左田野課長」

本日はお忙しい中、このような時間をいただき、誠にありがとうございます。議員の皆さまをはじめ、町民の皆さまにたいへんお世話になり、どうにか34年、役場での役場での仕事を続けてくる事ができました。特に、議員の皆さま方には、議場に入らせていただきました平成20年から今日まで、たいへんご迷惑をお掛けし、たいへんお世話になりました。本当にありがとうございます。3月末をもちまして、役場を去る事になりますが、今後とも何とぞよろしくお願いいたします。本日はどうもありがとうございます。

それでは、議員の皆さんは大会議室で防災服の試着をお願いいたします。